

8月1日から使う保険証や受給者証などを発送

8月1日(月)からは、新しい保険証などを使用してください。詳しくは、同封の通知を確認してください。

7/6(水) 発送

後期高齢者医療被保険者証

●対象 = 75歳以上または認定による後期高齢者医療被保険者 ●自己負担割合 = 3割または1割 (10月1日(土)から2割が追加になります。詳しくは、14ページを参照してください)



7/11(月) 発送

国民健康保険被保険者証

世帯主宛てに送付。70～74歳の人には、保険証と高齢受給者証が1枚になった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。
●対象 = 国民健康保険加入者 ●自己負担割合 未就学児 = 2割 小学1年生～69歳 = 3割 70～74歳 = 2割または3割



7/19(火) 発送

ひとり親家庭の福祉医療費受給資格者証

●対象 = 19歳未満の子どもがいるひとり親家庭の人で、受給資格者証を持っている人



7/19(火) 発送

高齢者医療費受給資格者証

●対象 = 68・69歳の市県民税非課税世帯の人で、受給資格者証を持っている人



手続きが必要な人

対象となる人で、令和4年度の市県民税などの申告が必要な人には、その旨を通知します

新型コロナの影響を受けた人のための減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の生計の中心となる人の収入が減少したなど一定の要件を満たす場合は、保険税や保険料が減免されます。対象は、新型コロナウイルス感染症により①生計の中心となる人が死亡したり重篤な傷病を負った②生計の中心とな

る人の収入の減少が見込まれる — のいずれかを満たす世帯です。減免を受けるには、申請が必要です。詳しくは、国保の人は保険年金課資格賦課担当へ、後期高齢者医療の人は同課医療給付担当へ問い合わせてください。

後期高齢の負担割合の変更と、国保・後期高齢の認定証の申請について、次のページでお知らせします

納付や申請は忘れずに

国保・後期高齢・医療助成のお知らせ

市は、令和4年度の国民健康保険の保険税と後期高齢者医療の保険料のお知らせを7月中に発送します。また、新しい国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証などを発送します。今回号では、保険税などの納付や保険証などの発送日、認定証の申請、後期高齢者医療保険の負担割合の変更などについてお知らせします。



納税通知書と保険料額決定通知書を7月8日・12日に発送

令和4年度の国民健康保険の保険税額と後期高齢者医療の保険料額が決定しました。下記のとおり通知書を発送するので、届いたら確認してください。

国民健康保険税の納税通知書

●送付先 = 納税義務者である世帯主 ●発送日 = 7月8日(金)

後期高齢者医療の保険料額決定通知書

●送付先 = 被保険者 ●発送日 = 7月12日(火)

納期限までに忘れずに納付を

納付には、年金から天引きされる「特別徴収」と、

納付書や口座振替などで納める「普通徴収」がありません。納付書で納める人は、納期限までに納めてください。第1期は、8月1日(月)です。

減免申請は提出期限までに

災害や長期入院、失業で収入が著しく減少し、保険税や保険料の納付が困難なときには、減免制度を利用できる場合があります。

年度当初からの減免を希望する人は、8月1日までに申請が必要です。申請する前に、各問い合わせ先へ相談してください。

世帯主へ
7/8(金)
発送



国民健康保険税

被保険者へ
7/12(火)
発送



後期高齢者医療保険料

問い合わせ先と申請窓口	
国民健康保険税・保険証	市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当(☎321-1235)か各支所市民福祉課
国民健康保険証の負担割合	市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当(☎321-1236)か各支所市民福祉課
認定証	国民健康保険 市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当(☎321-1236)か各支所市民福祉課
	後期高齢者医療 市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当(☎321-1237)か各支所市民福祉課
後期高齢者医療・福祉医療 68・69歳の高齢者医療	市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当(☎321-1237)か各支所市民福祉課



女性職員も活躍中。市民の暮らしを守る消防職員を募集します

消防職員採用試験

高崎市等広域消防局は、令和5年4月採用の消防職員の採用試験を下表のとおり実施します。高崎市と安中市を管轄する同局は、14の消防署と分署を設置。受験する場合は、以下のいずれかの方法で試験案内と申込書を請求してください。問い合わせは、同局総務課（☎322-2393）へ。



消防局ホームページ

●直接取りに行く場合＝高崎市等広域消防局、各消防署・分署、市役所1階総合案内・7階職員課、各支所地域振興課で配布 ●郵送で請求する場合＝返信用封筒（角2の封筒に郵便番号・住所・氏名を記入し、140円切手を貼った物）を同封し、〒370-0861八千代町1丁目13-10高崎市等広域消防局総務課へ郵送してください ●ダウンロードする場合＝消防局のホームページ（<http://ted.city.takasaki.gunma.jp/shoubou/>）からダウンロードできます



市民の安全を最前線で守る仕事です。
私たちと一緒に頑張りましょう！

東消防署

鈴木 理央さん(左)

浦澤 蒼唯さん

学歴区分	試験区分	採用予定人数	受験資格	試験案内配布	申込期間	試験日程	
						第1次試験	第2次試験
大学	消防職	4人	平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人（平成13年4月2日以降に生まれた人でも、卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人は受験できます）	7月1日から	8月1日(月)～5日(金)	試験日 9月18日(日)	試験日 10月下旬
短大 (2年以上の専門学校を含む)			平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人			結果発表 10月上旬	結果発表 11月中旬
高校			平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人				

新型コロナウイルス感染症の状況によって、試験に係る日程を延期する場合があります

後期高齢者医療保険の窓口での負担割合が10月から変わります

後期高齢者医療保険の窓口での自己負担割合が変わります。これまでの1割・3割の2区分が、10月1日から1割・2割・3割の3区分になります。これは、後期高齢者医療の被保険者の増加により医療費の増大が予想されることから、国が見直しを行ったことによるものです。一定以上の所得のある人の負担割合を2割とし、現役世代を含む世代間の負担の公平化を図ります。9月30日までの負担割合が1割の人のうち、所得の合計が一定以上の人は、10月1日から負担割合が2割になります（下表参照）。

問い合わせは、制度の概要については群馬県後期高

医療費の自己負担割合

区分	負担割合	
	9月30日まで	10月1日から
現役並み所得者	3割	3割
一定以上の所得のある人※	1割	2割
一般所得者等		1割

※世帯における後期高齢者医療の人の人数によって条件が異なります

- 世帯に1人の場合…課税所得28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が200万円以上
- 世帯に2人以上の場合…課税所得28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が320万円以上

齢者医療広域連合専用コールセンター（☎027-331-9133）へ、保険証の送付については保険年金課医療給付担当（☎321-1237）へ。

保険証は7月と9月に送付

今年度は、7月6日(火)に1回目の保険証を送送。制度変更後の負担割合を8月下旬以降に判定し、9月下旬に2回目の保険証を送送します。個別の負担割合は、保険証で確認してください。

限度額適用・標準負担減額認定証と限度額適用認定証は、7月6日に1回目の保険証と同時に送付します。有効期間は来年7月31日までです。

7/6水発送 1回目

保険証の色 水色
負担割合 1割・3割
有効期間 8月1日～9月30日



9月下旬発送 2回目

保険証の色 だいたい色
負担割合 1割・2割・3割
有効期間 10月1日～来年7月31日



窓口での支払いが上限額までになる認定証を発行しています

国民健康保険と後期高齢者医療保険では、入院時など医療費が高額になる場合に病院の窓口で提示すると、支払いが一定の上限額までになる認定証を発行しています。市県民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。入院や日帰り手術など、高額な医療費がかかる予定のある人は、事前に申請してください。

問い合わせは、国保の人は保険年金課国保担当（☎321-1236）へ、後期高齢者医療の人は保険年金課医療給付担当（☎321-1237）へ。

認定証の交付を受けられる人

国民健康保険

70～74歳で、今年度の市県民税が課税されている世帯の人は、所得により申請が不要となる場合があります。認定証は、申請のあった月の1日から有効です。現在認定証を持っている人で、8月1日以降も利用する場合は、あらためて申請が必要です。申請

受付は7月1日からです。

●必要な物＝保険証、本人確認のできる物、本人と世帯主・同世帯の国保加入者のマイナンバー（個人番号）、認定証（現在交付されている人だけ）、市県民税非課税世帯の人は過去12か月の入院日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

後期高齢者医療

現在、認定証が交付されている人で、引き続き対象になる場合は、保険証と一緒に新しい認定証（水色）を送送します。10月1日から有効の被保険者証（だいたい色）と色が異なるので、注意してください。

新たに申請する場合は、事前に相談してください。●必要な物＝保険証、マイナンバー（個人番号）と本人確認のできる物、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物